

農林水産省独立行政法人評価委員会

農業技術分科会

平成26年2月28日（金）

農林水産省 農林水産技術會議事務局

午後 1 時 30 分 開会

○山本技術政策課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第2回農業技術分科会を開催いたします。

開会に当たりまして、農林水産技術会議事務局より伊澤研究総務官からご挨拶を申し上げます。

○伊澤研究総務官 伊澤でございます。独立行政法人評価委員会平成25年度第2回農業技術分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しいところ、当分科会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の分科会におきましては、議事次第にもご案内申し上げておりますとおり、各独法における重要財産の処分、不要財産の国庫納付、退職役員の退職金に係る業績勘案率といった毎年度この時期にご審議いただく事項に加えまして、農研機構の中期計画、それから生物研の中期目標を変更する必要が生じましたので、これらにつきましてもご審議を賜りたいと存じます。

また、この会議の終わりに事務局から今後のスケジュールをご案内申し上げますけれども、各独法における今年度平成25年度の業務実績評価につきましては、年度をまたぎまして、ことし6月ごろまでに業務実績報告書がまとまってまいります。これらが提出され次第、その内容についてご審議いただくことになります。委員の皆様方にはご負担をおかけいたしますけれども、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、独立行政法人制度につきましては、ご案内のとおり、一昨年末の政権交代の後、改めて検討が進められておりまして、昨年の末に独立行政法人改革等に関する基本的な方針が閣議決定をされたところでございます。この基本方針には、制度・組織の両面についての改革方向が示されておりまして、今後、独立行政法人の通則法の改正など、具体的な措置が順次講じられていくことになっております。当省の所管独法の統合につきましても、農研機構、生物研、農環研と、それから現在食料産業局で所掌しております種苗管理センターを統合して、新たな研究開発型の法人を設立するということになっております。委員の皆様におかれましては、各研究開発法人、独立行政法人が、より一層効率的・効果的に業務を遂行し、農林水産業・食品産業の発展や豊かで健康的な国民生活に寄与するすぐれた業績を上げることができますよう、幅広い視点からご検討賜りますようお願いいたしたいと存じます。

簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

○山本技術政策課課長補佐  それでは、以降の議事の進行につきましては、当農業技術分科会の座長でございます齋藤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○齋藤座長  本日は、委員及び専門委員の皆様、大変ご多忙のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

  まず、事務局から委員の出席状況の報告と配付資料についての確認を含めて説明をお願いいたします。

○山本技術政策課課長補佐  本日の分科会委員の出席状況でございますが、榎田委員と田中専門委員本日ご欠席なさるというご連絡を受けております。それから、大西委員におかれましては、所用により中座なさるということでございます。したがいまして、委員5名中4名、それから専門委員9名中8名ということでご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定、過半数以上の出席をいただいておりますので、当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

  また、本日は、研究総務官のご挨拶にありましたように、独法の重要な財産の処分、それから不要財産の国庫納付等、それから退職役員の業績勘案率、それから中期計画の変更等、独法に直接ご説明いただく内容もございますので、各独法からは理事長あるいは担当理事の皆様にご出席いただいております。本日、席が大変窮屈になっており申しわけございませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

  事務局の出席者につきましては、出席者の名簿あるいは座席表で紹介にかえさせていただきたいと存じます。

  続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料の一覧、それから議事次第、出席者名簿の一覧です。それから座席表に続きまして、資料1でございますが、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の重要な財産の処分について」。それから資料2は、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産に係る国庫納付及び民間等出資の払戻しについて」というつづりでございます。資料3は、「独立行政法人農業生物資源研究所の不要財産の国庫納付について」。それから資料4、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所及び独立行政法人農業環境技術研究所の役員の業績勘案率（案）について」。続きまして資料5－1、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の中期計画の変更について」。資料5－2は、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の評価指標の改正について」。資料6－1は、「独立行政法人農業生物資源研究所の中期目標の変更等について」。それから6－2は、「独立行政法人農業生物資源研究所の評価指

標の改正について」。資料7－1、「今後の独法評価委員会のスケジュール」。それから資料7－2といたしまして、「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について」という資料でございます。

また、委員の皆様の机には、薄緑色の「研究開発評価参考資料集（独立行政法人評価関係）」というおなじみの資料ではございますけれども、配付しておりますので、審議に当たりまして隨時ご参考になさっていただければと思います。

それから、申しおくれました。5－1の資料と5－2の資料の間に何も資料の番号がついていない新旧対照表があるかと思いますが、これは後ほど独法のほうからご説明いただく際の追加資料というか、補助資料という形で取り扱わせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上が資料の説明でございますけれども、不足がございましたら、事務局のほうへご連絡いただければと思います。よろしゅうございますか。

○齋藤座長 では、本日の議題は議事次第のとおりでございます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴するとともに、議事の円滑な進行にもご協力いただきたいと思っております。

では、議事に入ります。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。まず議事1、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の重要な財産の処分についてに入ります。まず、事務局から当分科会で行う作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○山本技術政策課課長補佐 それでは、資料集の20ページの頭のところに独立行政法人通則法を記載しておりますけれども、この通則法第48条第1項によりまして、独立行政法人は、重要な財産を譲渡しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないとされております。主務大臣がこれを認可しようとするときは、同じ条の第2項に「あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」とされております。このたび、農研機構より重要財産の処分に関する認可申請が1件出されております。その内容につきまして評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。

なお、独法評価委員会ではこの案件につきましての意見決定の権限は当分科会に委任されています。

本日は農研機構より大山理事にご出席いただいておりますので、詳細につきましてご説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大山理事 大山でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

今農林水産省のご説明がありましたように、大臣から評価委員会宛てに認可の意見を求めるというペーパーがついておりますが、その後、私どもが大臣に対しまして、「重要な財産の処分等の認可申請について」という認可を申請している文書がございます。こちらに基づきましてご説明させていただきます。

今回、認可の申請をいたしておりますのは、御代田研究拠点の研究員の宿舎の跡地の売却についてでございます。それで、御代田の研究拠点の関係につきましては、私どもは、平成16年でしたか、その閣議決定に基づきまして、小規模な研究拠点を見直しをしていこうという計画を立てて、それに基づきまして逐次進めてきているものでございます。具体的には、果樹研究所のカンキツ研究口之津拠点、長崎県にございます。それから、野菜茶業研究所の武豊町にあります拠点。次に、御代田研究拠点。それから動衛研の東北支所、こちらは既に研究業務自体は廃止しております。それから、これは昨年度ご説明させていただきました紋別の試験地、こちらも売却処分は済んだところでございます。それから、最後に久留米の研究拠点。こういう6カ所の拠点を統廃合して研究資源を集中させていこうという一環といたしまして、御代田の研究拠点につきましても、一部那須のほうに研究機能を移していくといったことをしておりますが、その一環で、研究員の宿舎というものがございました。これはあったのですけれども、だんだんと道路の整備状況がよくなってくるとか、民間宿泊施設からのアクセスも容易になったといったことで、利用も必ずしも十分に行われない、あるいは施設が老朽化するといったことで、これは昨平成25年3月、宿泊施設自体は取り壊しをいたしております。ということで、今その土地は更地になっているわけでございまして、こちらを重要な財産の処分ということで処分をしたいということでございます。

恐縮でございますが、認可申請書のほうにお戻りいただきまして、こちらに基づきましてご説明をさせていただきます。

1、処分の認可を受けようとする財産ということで、今申し上げましたような御代田研究拠点の研究員宿舎の敷地でございます。この国から引き継ぎを受けましたときの価格といいますか、財産承継時の評価額は7,500万円余だったわけですけれども、24年度末に減損を認識しまして、その際の簿価は2,080万円ほどということになっております。

処分の条件ということでございますけれども、こちらは基本的には、まずは公的な地方公共団体への売却を優先するということにしておりますけれども、今回の場合、長野県とか小諸市といったところに対しまして利用の可否の問い合わせを行いましたけれども、両方とも、利用

する計画といいますか、利用するつもりはないといったご回答でございました。ということで、私どもは一般競売によりまして処分をしたいと考えております。

1ページおめくりいただきまして、その際の下限価格を設定いたしまして、これで一番競争による入札ということにしたいと思っております。この金額につきましては、この1月に鑑定いたしました価額をもとに算定しているところでございます。

なお、この売却益につきましては、先ほど申しました小規模拠点の整理に伴いまして必要となる施設なりの新設・増設等に充てていきたいと考えております。

雑駁でございますが、以上をもちまして説明とさせていただきます。

○齋藤座長 ありがとうございました。

では、ただいま説明のありました農研機構の重要な財産の処分につきまして、質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。どうでしょうか。

ございませんか。では、ないということで、本件に関して取りまとめにいきたいと思います。評価委員会から農林水産大臣へ提出する意見につきましては、基本的に異存なしとして、文章表現等は私に一任していただくということでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのような取り扱いをすることとし、文章表現等を整えた上で、評価委員会から農林大臣に提出するということにいたします。

では、次でございます。はい。

では続きまして、議事2でございます。独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産の国庫納付及び民間等出資の払戻しについてでございます。初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

○山本技術政策課課長補佐 こちらも、独立行政法人通則法第46条の2というのがございます。資料集では18ページの大体真ん中の17行目ぐらいに書かれているのですが、この第1項によりまして、「独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする」とされております。主務大臣は、この認可をしようとするときは、同じ条の第5項に「あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」とされております。また、同第46条の3という条文がございますが、こちらの第1項には、独立行政法人は、民間出資に係る不要財産については、主務大臣の認可を受けて、出資者に対し、「主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない」とされております。主務大臣は、この認可をし

ようとするときは、同じ条文の第6項で、「あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ」とされております。

このたび農研機構より不要財産の国庫納付及び民間等出資の払戻しに関する認可申請が1件提出されておりますので、その内容につきまして評価委員会のご意見を頂戴したいと思います。

先ほどの案件と同様、当該案件の意見決定の権限につきましても、当省の独法評価委員会から当分科会に委任されております。

それでは、農研機構よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○大山理事 それでは、資料2でございます。おめくりいただきまして、同様に農林水産大臣から評価委員会宛ての協議の意見を聴取しますという資料がありますけれども、その次のページに私どもの理事長から林大臣に宛てた認可申請書がございます。こちらが政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請書でございまして、実はもう一つ、この後に「民間等出資に係る不要財産の払戻しについて」という認可申請書が資料としてついてございます。

本件は、民間研究促進業務の基本財産の一部を不要財産として返納しようと、国庫または民間に返そうというものでございまして、これは、基本財産は政府出資と民間出資から成っているわけですけれども、政府出資と民間出資の割合、持ち分に応じまして、今回合計16億円を、国に対しまして10億2,000万円、民間に対しまして5億8,000万円を返納しようというものでございます。ということで、同じものの政府の分についての申請と、それから民間に関する分についての申請とありますけれども、中身は同じことになってございます。それで、今回の基本財産の一部の国庫納付ですけれども、これは、民間研究促進業務につきましては、国と民間から合計で81億円の基本財産が形成されておりまして、こちらでこれを運用しまして人件費、それから一般管理費の財源としているところでございます。ところが、平成22年12月7日の閣議決定、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」というのがございまして、それを踏まえまして、この民間研究促進業務は、財投を原資といたしまして、民間に研究委託し研究を促進させるという業務でございますけれども、平成23年度からそのような業務の新規採択は行わないということになりました、継続事業が26年度をもって終了といった形になります。その後は、その研究なりから生じます売上納付の回収といった業務を実施するということになってございます。そのような平成23年度からの状況の変化なども踏まえまして、管理業務等の経費について見直しを行った結果、この16億円はなくとも業務が運営できるだろうということで、今回、国庫あるいは民間に返納しようというものでございます。

具体的に申しますと、実は平成25年3月に15億円ほどの運用債券の期限前償還というものが

ございまして、それを契機にいたしまして、当面持っておりました余裕金1億円というのがありましたけれども、それと合わせて16億円をどうするかということを検討いたしましたところ、当該金額につきましては今回返納しようということになったということでございます。

資料自体は、国庫納付の申請書をご覧いただきますと、現金預金の10億2,000万円を返納すると。不要財産と認められる理由としまして、今申し上げましたとおり、業務の見直し等によりまして、管理業務等の経費に係る最小限の資産を除いた資産が不要となったためございます。といったことで国庫納付をすることによりまして、私どもの研究促進業務に支障が生じるものでもございませんので、返納するということにさせていただきたいということでございます。

ちょっと説明がごちゃごちゃしまして、誠に恐縮でございました。以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました農研機構の不要財産の国庫納付等につきましての質疑ということになりますが、そもそも我々は、こういうことがあること自体、背景がよくわからないんすけれども、もし差し障りがなければ、背景を少し説明していただけますか。皆さん、理解がほとんど進まないと思いますので。

○大山理事 要するに、民間研究促進業務ということで、財投資金を原資といたしまして、民間の研究する企業などに研究委託して、それで研究をしていただいて、それで成果が上がって利益が出たものについては、それを私どもに一定割合納付していただくといった事業なんすけれども、こちらは、国のほうの閣議決定などもございまして、もう平成23年度から新規採択はしないようにということになったわけなんです。そういうことに伴いまして、基本財産81億円でその事業を運営する運営経費を出していたのですけれども、事業も、だんだん新規の採択も行わなくなってくるということで、コストがどれぐらいになるのかということを試算いたしまして、81億円のうち16億円を除いた65億円の運用益でこれから事業を回していくのだろうということで、16億円は国庫、それから民間のほうにお返しをするということにさせていただきたいというものでございます。

○齋藤座長 少し理解が進んだかと思います。ご質問、ご意見はございますか。では、大西委員。

○大西委員 荒牧先生がお詳しいのかもしれないのですけれども、企業が国へ拠出するお金はもう大体戻らないものとして計上しており、拠出金が戻ったときに、税務上、企業は、贈与になるのではないかと思われますけれども、どういう扱いになるのかお聞かせください。

○漆原資金管理課長 資金管理課長の漆原といいます。

民間からは出資金という形でいただいているので、その払戻しといった形になりますので、それはそれぞれ税法なり諸法に従って、相手方民間企業のほうは処理されると思っております。

○大西委員 わかりました。

○荒牧委員 すみません、ちょっと理解不足なので、教えていただきたいんですが、今おっしゃった65億円の運用益で残りのコストは賄えるということで、ということは、65億は出資のまま民間からの分も残っているという状態なんですね。それで、今回この継続業務というのは、65億円の出資の部分だけの業務がずっと今後も継続されていくという意味なんですか。

○大山理事 業務は、来年度はまだ研究の継続業務はございますけれども、その後は基本的には、研究した成果の、利益が上がったとか、そういうものを回収していくという業務が残ります。その管理をするのに、やはり人件費なり様々なコストがかかります。そのかかるコストを65億円の運用益で賄えるということでございます。

○荒牧委員 継続している事業の元手というか、それは必ずしも運用益の想定している65億とは別にひもつきではないということなんですか。

○大山理事 そうです。別です。

○荒牧委員 民間の方たちは、出資に対する見返りというか、果実はどういう形で計算されてもらえるのですか。

○漆原資金管理課長 民間からの出資金につきましては、うちのほうからの配当とか、そういう果実というのではありません。ないことになっています。あと、業務がこれで終了してお返しするというときは、出資金を限度としてお返しするということが個別法令に定められていますので、果実とかそういうのはないことになっています。

○荒牧委員 では、何もそれに対するメリットというのは、特にないんですね。

○漆原資金管理課長 民間研究促進事業にご協力いただくということで……。

○荒牧委員 いただけるというだけなんですか。わかりました。ちょっとその辺がぴんとこなかったものですから。ありがとうございました。

○齋藤座長 それでは、本件に関して取りまとめということにしたいと思います。評価委員会から農林水産大臣へ提出する意見につきましては、基本的に異存なしということで、文章表現等は私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○齋藤座長 では、そのように取り扱うということで、文章表現等を整えた上で、評価委員会から農林水産大臣に提出するということにします。

では、次でございます。これは不要財産の国庫納付ですが、農業生物資源研究所のほうでございます。これは3番目になりますね。この審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○山本技術政策課課長補佐 先ほどの農研機構の案件と同様でございますが、生物研からも不要財産の国庫納付に関する認可申請が1件出されております。その内容につきまして評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。意思決定につきましても、先ほどと同様、親委員会から当分科会に委任されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、生物研よりご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣近理事長 農業生物資源研究所の理事長の廣近でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきますと、大臣名の文書がございます。それをもう1枚めくつていただきますと、当研究所から大臣への申請をしました文書がございます。表題を見ていただきますと、「政府出資等に係る不要財産の国庫納付申請について」とございます。

そして、国庫納付の内容でございますけれども、この記の「1. 処分の認可を受けようとする財産」に記載しておりますように、茨城県常陸大宮市にございます放射線育種場の寄宿舎の土地及び構築物を現物の形で納付したいという申請でございます。

申請をするに至った理由でございますけれども、その次のページに申請書がございますけれども、申請書の2番目の項目のところに不要理由として記載してございます。

この寄宿舎につきましては、平成22年11月26日付の政独委の勧告の方向性におきまして廃止として取りまとめられておりまして、また同年12月7日の閣議決定、「独法の事務・事業の見直しの基本方針について」におきまして廃止とされましたことを受けまして、中期計画第3期——現中期計画に記載しまして、廃止する計画で検討してまいりました。その際、この寄宿舎は、もともと共同研究を推進するため、国内外からの研究者及び研修生を受け入れる宿泊施設として昭和36年に設置した経緯もございまして、廃止するに当たりまして、代替施設として近隣のホテル等の宿泊施設を利用者のために紹介・あっせんするとの方向性を理事会において決定いたしました。この決定によりまして、寄宿舎としての利用を中止しても支障はないものと判断いたしまして、跡利用の有無を含めまして資産の見直しを行いました結果、通則法第8条第3項の規定によりまして不要財産の認定を行いまして、同法46条2の規定によりまして、そ

の処分方法としましては、国庫納付をすることといたしました。

次に、国庫納付の内容でございますけれども、申請書の「3. 不要財産の価格等」で、別紙、次のページ、A4横になってございますけれども、そちらに記載しております。取得時帳簿価格の欄を見ていただきますと、寄宿舎の敷地であります土地541.44平方メートルで1,600万円ほど、そして構築物が2件で、26万円ほどでございます。そして、独法設立時の出資では、このほかに寄宿舎の建物がございまして、これらを合わせまして総額2,000万円ほどの現物出資をいただいておりますけれども、国庫納付に際しまして、水戸の財務事務所との事前協議を行いまして、その結果、建物の取り壊しを行い更地にすることになりましたので、今回の申請内容となっております。

以上、不要財産の国庫納付の申請に当たりまして、その内容等のご説明をいたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○齋藤座長 ありがとうございます。

では、ただいま説明のありました生物研の不要財産の国庫納付につきまして、質疑に入りたいと思います。今回は大変わかりやすい説明でした。ご意見、ご質問はございますか。特にありませんか。

それでは、本件に関して取りまとめをしたいと思います。評価委員会から農林水産大臣へ提出する意見につきましては、基本的に異存なしということで、文章表現等は私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのような取り扱いをするとして、文章表現等を整えた上で、評価委員会から農林水産大臣に提出することといたします。

では次に入りたいと思います。続きまして、議事4、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所及び独立行政法人農業環境技術研究所の役員の業績勘案率（案）についてでございます。初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

○山本技術政策課課長補佐 それでは、資料4でございますけれども、独立行政法人の役員の退職金の支給に関する業績勘案率につきましては、平成15年12月19日の閣議決定により、評価委員会が決定するということにされております。こちらのほうは、資料集にも、一応251ページから業績勘案率の関係につきまして取りまとめた資料を掲載しておりますので、こちらもご覧いただきつつご検討いただければと存じます。

この業績勘案率につきましては、資料4の1ページをめくっていただきますと、こちらのほうに業績勘案率の考え方等を記載しております。こちらの計算式でいいますと、1枚目の裏側、

ページ数でいきますと 2 ページと書いておりますが、こちらのほうのΣで計算して在職月数で割るといったことをちょっと細かい字で書いてありますけれども、こちらの計算式で算出した退職役員の在職期間に対応する年度の業務実績評価をもとに計算しております基本の業績勘案率を基礎としまして、そのほかに、その次の 4 ページから「法人・個人業績を勘案するに当たっての考え方について」といった考え方を考慮いたしまして、退職役員に特段の個人業績がある場合、こういうものを考慮するということにされております。

なお、先ほどの案件と同様、この業績勘案率の決定に当たりましても、親委員会から当分科会に委任されております。今般、農研機構からは理事が 1 名、それから生物研のほうは理事長・理事・監事のそれぞれ 1 名ずつ 3 名、それから農環研のほうからは 1 名ということで、計 5 名の業績勘案率の案が提出されております。ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○齋藤座長 本日は、各独法の担当の方から当該役員の業績勘案率案についてそれぞれご説明いただいた上で、独法ごとに質疑応答していくということにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、農研機構から説明をお願いいたします。

○大山理事 それでは、資料をおめくりいただきまして、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事林 清の退職手当の算定に係る業績勘案率」という資料があるかと思います。そちらをごらんいただきたいと思います。

林理事でございますけれども、専門研究担当ということで、平成22年4月から25年3月までの3年間、農研機構の専門研究に関する事項を掌理するということで、理事を務めました。

業績勘案率の案といたしましては、1.0としてはどうかと考えております。

業績勘案率の案の算定に当たりまして勘案した事項ということで、基本業績勘案率でございますけれども、今ご説明がございましたけれども、その後ろに表がございまして、「基本業績勘案率算出基礎（理事 林 清）」というのがございますけれども、こちらのような形で計算いたしました。この資料の最後のところにある基本業績勘案率1.0ということで計算いたしましたと、1.0になるということでございます。

続きまして、法人業績を勘案して加算する率でございます。これは、林理事の在職期間における年度業務実績評価は、各事業年度とも「A」評価ということで、年度計画に基づいてきちんと業務を行ったということで、特段の加算には至らないということで、0.0ということにしてはどうかということでございます。

それから、個人の業績を勘案して加算（減算）する率でございますけれども、やはり0.0と

してはどうかということでございます。林理事は、第2期中期計画では食品・食料研究領域を主として担当され、第3期中期計画では、そこに①、②、③とございますけれども、それぞれ、食品の安全性の向上とか消費者の信頼の確保、それから②にございますように機能性の解明といったこと、それから③、高度な加工・流通プロセスの開発といった3つの大課題の責任者となりまして、全国8つの研究所、③については9ということですけれども、そこで横断的に実施した課題につきまして、研究所間の研究調整と進行管理といったものを適切に行つたということで、農研機構の研究の推進に尽力をいただきました。

具体的な成果といたしましては、その一番下のところからありますけれども、「グルタチオンを利用したグルテンフリー米粉パン製造技術」、そのほか6件の主要普及成果を取りまとめたということでございます。あるいは、震災後、放射性物質の食品への影響について、放射性物質影響ワーキンググループを発足させまして、食品と放射性物質に関する情報の発信、濃度の正確な測定、移行の問題など、国内及び世界に発信すべき基礎的研究を主導したところでございます。そのほか、他独法、大学、企業との連携といったものにも積極的に取り組みまして、研究成果展示会とか研究情報交換会といったことを積極的に進めたところでございます。共同研究にも数多く結びついたところでございます。

こういったことがございますけれども、私どもの計画に基づいて適切に行われたということで、これをもちましても加減算ということにはならないのではないかということで、0.0としてはどうかということでございます。

○齋藤座長 それでは、ただいま説明がありました内容について、質疑に入りたいと思います。業績勘案率について、特に増減なし、1.0ということでございます。これについてご質問、ご意見はございますか。この後も、きょうはそれぞれの独法から報告がございますが、最初の基本的なところとか、理解できないところ等ございましたら、ご意見をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。参考までに、はい。

○大西委員 参考までに、過去に「S」になった事例というのはあるのでしょうか。「S」もしくはマイナスもです。

○瀧澤調整室長 当省の独法では、機構に統合する前の農者大が、学生さんが少なかったことでちょっと下がったことがあります。それから、上がったものは、予定以上に収益が上がったというところが高く評価されているケースがありまして、具体的には、病院系のところで収益の上がっているような独法がありますけれども、そういう面がプレアップされて高い評価をされているというところはあります。

○大西委員 ありがとうございます。判断の基準を知りたかったのでご質問させていただきました。

○齋藤座長 ということでございます。

では、お諮りしてよろしいでしょうか。特にご意見がありますか。今少しご質問をいただきましたが、内容につきましては、こちらがどうのこうのということではございませんので、特別な配慮をするかどうかということだけでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、意見がなかったということで処理させていただきます。案のとおりということで、ご異存がなかったということでございます。異議がないことを確認したということでございまして、ご了解いただきました。

それでは続きまして、生物研からご説明をお願いいたします。

○廣近理事長 生物研からは3件ございます。最初に、前石毛理事長の退職手当の業績勘案率についてご説明させていただきます。

在勤期間は、平成17年4月1日から平成25年3月31日、8年間でございます。

それで、業績勘案率（案）としましては、1.0を考えております。

この率の算定に当たり勘案しました事項としまして、まず基本業績勘案率につきましては、先ほどご紹介のありました計算式に基づきまして、1.0としております。

そして、法人業績を勘案して加算する率としましては、0.0を考えております。その理由は以下のとおりでございます。

石毛光雄の在職期間における年度業務実績評価は、各事業年度とも「A」評価であり、年度計画に基づき、その計画の範囲内で、効率化を図りつつ業務の改善等を行ってきたものであることから、加算するには至らないと判断し、0.0といたしました。

そして、個人業績を勘案して加算（減算）する率でございますけれども、こちらも0を考えております。その理由は以下のとおりでございます。

石毛前理事長は、平成17年4月から8年間にわたりましてリーダーシップを発揮し、第1期・第2期の中期目標期間の研究成果の取りまとめ、第2期・第3期の中期計画の策定、組織体制の構築などを通じまして、研究所の業務全般を総理しておりました。その間、第1期中期目標期間におきましては、イネゲノムの解読、さらにはカイコの遺伝子組換え技術の開発等、そして第2中期目標期間におきましては、イネゲノム配列を利用した効率的育種技術の開発、またカイコ及びブタのゲノム解読等、世界をリードする基礎的・先導的な研究成果の創出を主導しまして、在任中に14件の研究成果が農林水産研究成果10大トピックに選定されているとこ

ろでございます。

そして、研究推進体制の再編・強化におきましては、可能な限り組織の階層構造を排し、フラットな組織とするということを考慮しまして組織再編を行いまして、第2期からはこのような体制をとりまして、研究の加速化、融合化、重点化を進めることはもとより、理事長の指導・指示等の迅速・的確な伝達と組織の意思決定の迅速化を図ってきたところでございます。

また、独立行政法人整理合理化計画で決定されました松本・岡谷地区の再編統合につきましては、職員への説明はもとより関係機関との調整を幾度となく行いまして、予定どおり第2期中期計画期間中に再編統合を完了しております。

また、研究成果の公表におきましては、市民参加型イベントの開催とか、お茶の水女子大学との共催によりますオープンカレッジの開催など、研究所の研究成果の発信にとどまらず、サイエンスリテラシーの向上や生命科学に関する基本情報の発信に努めております。

一方、薬品管理におきましては、平成20～22年度にわたりまして管理が適切でない化学物質等の発見がなされまして、これらにつきましては、直ちに関係監督署に届出を行い、その指示・指導に基づき適切に処理をしているところでございます。

このほか、在任中に会計検査院から幾つかの指摘がございましたし、職員の不祥事等の事案が見られましたけれども、個々の事案に対応方針を明確に示し、適切に処理しているところでございます。さらに、平成22年9月におきましては、組換え用の隔離温室で、天窓が一時的に開放状態となっていたといった事案が発生しておりますけれども、担当理事を責任者として指名し、原因究明を行うとともに、科学的なデータを用いまして周辺住民等の不安の払拭等、適切な対応を行っているところでございます。

これらの業績につきましては、年度計画に基づいて適切に行われてきたものであります、今回の評価の対象になる期間におきまして加減算するには至らないと判断いたしました、0.0といたしました。

続いて説明してよろしいでしょうか。

○齋藤座長　はい、どうぞ。

○廣近理事長　続きまして、前理事の新保博の業績勘案率についてご説明させていただきます。

在任期間は、平成19年4月から平成25年3月ということで、6年間です。

そして、業績勘案率（案）としましては、1.0を考えております。そして、基本業績勘案率は1.0、そして法人業績を勘案して加算する率としましてはゼロと考えております。

その理由としましては、理事新保の在職期間における年度業務実績評価は、各事業年度とも

「A」評価でありまして、年度計画に基づき、その計画の範囲内で、効率化を図りつつ業務の改善等を行ってきたものであることから、加算するには至らないと判断し、0.0といたしました。

そして、個人業績を勘案して加算（減算）する率ですけれども、こちらにつきましても0.0を考えております。理由は以下のとおりです。

理事新保博は、平成19年4月から6年間にわたりまして、研究所における遺伝子組換え研究、昆虫・動物生命科学部門の研究推進や他の研究機関、民間企業との共同研究などの産学官交流のリーダーとしての役割を果たしました。

担当しておりましたカイコゲノム研究におきましては、プロジェクトの研究推進責任者として当該計画を主導しまして、カイコゲノム塩基配列を解読するなどの成果を上げております。

また、遺伝子組換えカイコ研究におきましては、理事の陣頭指揮のもと、蛍光色を持つ絹糸等の高機能を有するシルク繊維の開発にも成功しております。この成果の実用化に向けて、これらの絹糸を用いて、異業種との連携を通して製作したウェディングドレスや浜ちりめん等をマスコミを通じて発表することによりまして、その成果の有用性を広く国民にアピールしてきているところでございます。さらに、有用物質生産技術の開発におきましては、臨床検査薬等を民間企業を通じて世界で初めて製造・販売につなげるなどの新需要の創出に向けた研究の推進にも大きく貢献しております。

また、動物生命科学研究分野におきましては、ブタゲノムの塩基配列の解読に大きく貢献するなどの成果を上げておりますし、このゲノム情報を用いて、免疫不全ブタの開発に世界で初めて成功するなどの成果を上げております。これらの成果につきましては、抗体医薬品開発への利用とか、再生医療への活用が期待されているところでございます。

一方、産学官交流におきましては、理事の指導のもと、共同研究による連携・協力を加速させまして、着任直後は50件であったのが83件までに拡大しております。さらには、4大学との連携大学院協定の締結、ジュニアリサーチャー制度の創設などでも尽力しております。また、民間企業等への技術移転の強化を図り、特許許諾件数の向上にも貢献しております。

これらの業績は、年度計画に基づいて適切に行われてきたものであり、今回の評価の対象となる期間におきまして加減算するには至らないと判断し、0.0といたしました。

続きまして、前監事長谷川峯夫の業績勘案率について説明させていただきます。

在任期間は、平成21年4月から平成25年3月の4年間でございます。

業績勘案立案としましては、1.0を考えております。

そして、基本業績勘案率は1.0、そして法人業績を勘案して加算する率につきましては0.0を考えております。

その理由としましては、監事長谷川峯夫の在職期間における年度業務実績評価は、各事業年度とも「A」評価であり、財務諸表については、監査法人による監査報告においても適正であるとの報告を受けておりますけれども、これらは、財務状況、業務執行状況等の監査による指摘に基づき、効率化を図りつつ業務改善を行ってきたものであることから、加算するには至らないと判断し、0.0といたしました。

続きまして、個人業績を勘案して加算（減算）する率につきましても、0.0を考えております。理由は以下のとおりでございます。

理事長の職務の執行及び研究所の業務がその目的を達するため合理的かつ能率的に運営されているかどうかについての業務監査を行うとともに、研究所の会計に関する事業処理が法令その他諸規程に従い適正に行われているかどうかにつきまして会計監査を厳正に行っております。さらに、監査の重点事項としましては、コンプライアンス、リスク管理、セキュリティ等を掲げ、毎年実地による監査を実施しております。

特に、その間、平成22年9月には、先ほども紹介しましたけれども、隔離温室の天窓が一時的に開放状態になるという事案が発生しましたけれども、そのことを契機としまして、コンプライアンスの徹底と内部統制の強化を理事長に要請しております、そのことによりまして、平成23年4月からは、監査・コンプライアンス室、安全管理室、情報管理室を統括する統括管理主幹を設置しております、組織の内部統制の強化につながったと考えております。

また、職務に係る倫理の保持、研究上の不正行為、ハラスマントの禁止など57項目につきまして守るべき事項や求められるべき行動等を整理しました「コンプライアンス手引き書」を制定しておりますけれども、その制定に際しまして、積極的に助言を行い、所内全員に活用しやすく、わかりやすい内容になっております。

また、研究活動に伴うリスク管理につきましては、監事からの安全教育の徹底等を図るようとの要請が契機となりまして、化学物質管理システムの導入と安全管理講習の徹底、遺伝子組換え研究全従事者を対象としました教育訓練の徹底、チェックシートによる安全認識の確認の実施などによりまして、具体的なリスク管理手法が確立されているところでございます。

セキュリティにつきましては、監事からの施設セキュリティの強化の要請がなされておりまして、そのことを受けまして、平成23年10月から全館施錠による入館許可システムの導入につなげているところでございます。

これらの業績は、年度計画に基づく業務に対して適切な指導・助言が行われたものであり、今回の評価の対象となります期間において加減算するには至らないと判断しまして、0.0いたしました。

以上でございます。

○齋藤座長 それでは、ただいま説明がありました生物研の役員の業績勘案率についてでございますが、質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見はございますでしょうか。はい。

○荒牧委員 個別の方の評価について特段申し上げることではなくて、制度全体についてちょっとコメントさせていただきたいんですけども、法人の業績を勘案して加算するという計算方法自体、そもそも論なんですけども、業務の執行というか、遂行する理事の方の判断というか評価と違って、監事の方というのは、直接業務執行にかかわれませんし、もし評価できるとして、法人の業績に直接インパクトを与えるということは、例えば後ろのほうにある内部統制とか、その辺とか、非常に限られた項目だけなんですね。同じような取り扱いで法人業績にも、それから監事にも反映されているのですけども、これは何か、言っても今さらしようがないのかもしれないんですけども、非常に違和感があるなど。本人のいかんともしがたい部分とか、このコメントで監査法人でも適正であるという報告を受けているというんですけども、これ自体も監事の方の貢献とは必ずしも直接的には関係ないわけですし、逆に監査報告が不適正だったら、それは大問題になるわけで、むしろそれで責任を問われるのは監事でなくて理事の方たちですよね、理事長を初めとする。だから、ちょっと何か、このコメントはどこかに出るものなんですか。これは表に。

○瀧澤調整室長 はい。

○荒牧委員 出るわけですか。同じようなことを感じる方々はいるのではないかなどちょっと感じた次第で、今回どうという話ではないんですけども、もし今後こういう勘案率自体を見直す機会がまたありましたら、監事と理事の業務執行の差というものは何となく反映していくかないと、実態に合わないのでないかなという、すみません、コメントです。

○齋藤座長 実態に合わないということで言えば、今回ここで石毛理事長は、平成17年から平成25年、かなり長いですね。

○廣近理事長 2期にわたって、はい。

○齋藤座長 当然、その抱えているリスク、要するに我々は、リスクと、それなりのことをここまで遂行したかということが一番重要な問題だと思いますけども、これだけ長きにわたってこれだけやってきた人ですので、評価基準としては、1年やっても、何年やっても、これは

同じですね。長くやるというのは、相当なリスクを抱えながら新機軸を立ち上げようとする責任者としても、経営者ですから、それと平理事の方とは当然違ってしかるべきだと思うんですが、給料が違うといえば違うんですけれども。

○廣近理事長 特に第1期の終わりから理事長をされているわけですけれども、第1期というのは、まだいわゆる国研時代のいろいろな制度、システム、考え方とかというのが一部に残つておりますし、それを払拭して本当の独立行政法人化するためにいろいろな貢献をされたのではないかと私どもは考えておりまして、そういった大きな貢献があったからこそ、私自身がそれをうまく継承して次なる発展につなげていくということができていると考えております。そういう意味で、いわゆる国研から独法化に至る大きな道筋をつけていただいたのではないかと評価しているところでございます。

○齋藤座長 そういう意味で、私も、それだけの努力をした人にはもっと別な評価があつてもいいような気がしないでもないんですけども。ほかにどうですか。はい。

○瀧澤調整室長 今の荒牧先生のおっしゃっていることは非常によくわかります。独法から上がってくる資料を見ても、なかなか苦労して書いているなということもあって、理事長、理事側と監事との書き方も表現の工夫が必要と考えています。一方で総務省により全体でフォームが決まっているものでございますので、見直しの際、意見を発する機会があれば言つていきたいと思っています。

以上でございます。

○齋藤座長 ほかに、よろしいでしょうか。

○吉田委員 石毛さんが長い年月やられてきたことに対する評価があつてもしかるべきというお話をありましたけれども、もうお一方、新保さんの個人業績を勘案して加算する率のところに書かれている文章を読みますと、これほどすばらしい業績と、あと、社会に対するアピールとか、そういうことをきちんとやってこられた方が、ではこれを上回る「S」評価の内容が出てくることが一体あり得るのかといった感じがしなくもないんです。この文章の中にはないけれども、本当は減算するような内容もあるから「A」評価になつてはいるのか、その辺の実際のところをお教えいただければと思います。

○廣近理事長 特に減算する要素はないかと思います。ここにいろいろな特筆すべき成果が上げられたということを記載しておりますけれども、押しなべると、担当している領域の業績評価は「A」であったということですので、その事実に基づくということと、ある意味、毎年こういった業績勘案率の検討をしていますけれども、これまでの前例に照らし合わせてこのよう

な結論にした次第でございます。

○齋藤座長 大学でも難しいんですよね。大学の先生の顕著な業績といつても、顕著は何かと言われますと、どうもノーベル賞級ではないかということで、それは無理でしょう、そんな人いないでしょうという話になってしまいますけれども、顕著な、となると大変難しいですね。そういう意味でご理解いただくという、将来的にはまた別ですけれども、今回ここではそういうことでございますので、ご意見はなかったのではなくて、ご意見はあったのでございますが、了解いただけるということでおろしいでしょうか。

では、次に進ませていただきます。今度は環境研のほうからお願いいいたします。

○井手研究統括主幹 農業環境技術研究所研究統括主幹の井手と申します。よろしくお願いいいたします。

当所の理事岡三徳の業績勘案率ということでございます。

在任期間は、平成23年4月1日から25年3月31日の2年間でございます。

職務につきましては、私どもの理事は1名体制でございますので、研究所の業務・運営全般について理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、そのうち特に化学薬品等の安全管理、それから2つ目ですが、情報セキュリティ対策、それから任期付き研究職員のテニュア採用審査の責任を負うということで、重点的に担当しております。

業績勘案率の案は1.0ということで、基本業績勘案率は1.0で、法人業績の勘案につきましては、そこに書いてございますように、各事業年度とも「A」評価でございまして、年度計画に基づきまして、その計画の範囲内で、効率化を図りつつ業務の改善を図ってきたということでありますので、加算するには至らないということで、0.0とさせていただいております。

それから、個人業績の勘案についてでございますが、これも0.0とさせていただいております。

岡理事は、第3期から導入いたしました主要研究成果、私どもの施策推進上の活用が期待される成果、それから主要成果の取りまとめを主導しております、特に作物学が専門ということで、環境保全と作物生産に關係についての研究の成果の取りまとめに当たって、その専門的な知識を活用して強い指導力を發揮し、その成果を農林水産省、環境省等の施策に反映させるべく尽力したということでございます。

さらに、東日本大震災からの復興のための研究開発につきましては、岡理事の前々職が福島県農業総合センター長、それから前職が農研機構の東北農業研究センター長であったというみずからの経験も生かしつつ、福島県の農業再生のために発足いたしました福島県環境創造戦略

拠点基本構想検討委員会では、委員として具体的な専門的助言、それから提言を積極的に行つてきております。

また、化学薬品等安全管理の統括責任者といたしまして、東日本大震災以降頻発した余震に対して、研究所における化学薬品等の管理を徹底したということでございます。私どもは、化学分野の研究が多うございまして、そういった意味で言いますと、具体的には研究本館内に貯蔵されていた消防法危険物の多くを、敷地の中ですが、建物の外の危険物倉庫に移動させることで、化学薬品の安全管理に努めてきたということです。あわせて、高压ガスボンベの減量化、それから転倒防止措置の徹底を行ってきたということでございます。

それから、情報セキュリティ関係につきましては、平成25年、去年の1月に、残念なことですけれども、私どもの研究所のウェブサイトが不正アクセスを受けたという事案に関しまして、研究所の最高情報セキュリティ責任者として、直ちに情報セキュリティ侵害再発防止検討チームを立ち上げて、この中でセキュリティポリシーの抜本的な見直しを行うとともに、関連諸規定の整備を行っております。また、これと同時に、私どもはウェブサイトを研究成果の発信のために整備しているわけですけれども、その脆弱性の所内一斉緊急点検を実施するなど、再発防止に向けてセキュリティ管理体制を強化するといったセキュリティの向上に向けた措置を講じてきました。

それから、任期付き研究員のテニュア審査に当たりまして、私どもは2年間で6名のテニュア審査を実施してきたわけですけれども、そこでも、研究に取り組む姿勢や熱意等も含め、将来の研究リーダーとなる人材確保という意味で貢献してきております。

これらの業績は、年度計画に基づいて適切に行われてきたものであります、加算・減算には当たらないということで、0.0とさせていただいております。

以上です。

○齋藤座長 ただいま説明のありました農業環境研の役員の業績勘案率案についてでございますが、こちらのほうでご意見、ご質問をお願いいたします。

特にありませんか。ないようですね。

では、案のとおり、ご意見がなかったと、異議がないということで、確認させていただきます。

以上で提出のあった全ての退職役員の業績勘案率案が決定したわけでございますが、今後の取り扱いにつきましては、事務局からご説明いただきます。

○山本技術政策課課長補佐 それでは、ただいまご説明いただきましたので、この業績勘案率

につきましては、先ほど申し上げました平成15年の閣議決定の内容で総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して通知をするということになっております。政独委はこれに対して意見を述べることができるという規定がございまして、また政独委のほうでこれを審議に付するという手続がございます。これにつきましては毎年もう少し時間がかかるてしまうということで、直ちに1年前におやめになられた方に退職金が支払われるという形になっておらずに、少し時間を要するわけですけれども、これにつきまして、また総務省から回答が来次第、通知をさせていただくといった流れになっております。

以上でございます。

○齋藤座長 では、ここで一旦休憩に入りたいと思います。再開時間でございますが、予定より15分ぐらい早く進んでおります。では、休憩時間、再開時間をお願いいたします。

○山本技術政策課課長補佐 大体10分程度休憩をとらせていただこうかと思いますけれども、3時5分ということでよろしいでしょうか。

○齋藤座長 3時5分で、はい。

○山本技術政策課課長補佐 10分ちょっとということになりますけれども、3時5分まで休憩をとらせていただきたいと思います。

午後2時51分 休憩

午後3時05分 再開

○齋藤座長 では再開いたします。

次の議事5でございますが、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の中期計画の変更です。これについて審議に入れます。まず、事務局からご説明をお願いします。

○山本技術政策課課長補佐 それでは、独立行政法人の中期計画につきましては、独立行政法人通則法の第30条第1項というのがございます。資料集でいきますと、この緑色の本の14ページぐらいに記載されていると思いますが、こちらの条文の中に、「独立行政法人は、（中略）中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とされておりまして、主務大臣がこの変更内容を認可しようとするときには、同じ条文の中の第3項に「あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」とされております。このたび農研機構より中期計画の変更に関する認可申請が1件提出されております。その内容につきまして評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。これも先ほどまでの案件と同様、親委員会から当分科会に意見決定の権限が委任されておりますので、これも申し述べておきます。

変更の内容の詳細につきまして、農研機構より、きょうは大川理事においておりますので、大川理事よりご説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大川理事 農研機構で基礎的研究推進事業を担当しております理事の大川でございます。私のほうから、本日の中期計画変更のところは基礎的研究推進部分ですので、ご説明をしていきたいと思います。

資料は、5-1、それから5-1と5-2の間にあります2枚紙の新旧対照表を使ってご説明申し上げます。

まず、資料5-1、表紙をめくっていただきますと、そこに「中期計画変更の概要」というペーパーが1枚ございます。その趣旨にありますように、農研機構が行う業務のうち基礎的研究推進業務においては、競争的研究資金制度である「イノベーション創出基礎的研究推進事業」を平成20年度から実施してまいりました。現中期計画においてはこの事業を実施することとして数値目標等を設定してきてございます。ところが、平成22年12月の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」などを踏まえて、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」は平成25年度、本年度で終了し、平成26年度からは、新たに「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」及び「革新的技術創造促進事業」といったものを実施するということになって、政府による予算措置が講じられたところです。

これに伴って、現行の中期計画における基礎的研究業務の数値目標等において新たな事業への適用が困難と考えられるものがあることなどから、新たな事業に対応した中期計画の目標値設定等を行う必要があるということでございます。

今申し上げた2つの新しい事業は、これをめくっていただいたところにありますように、これは予算のPR版ですけれども、「平成25年度補正予算の概要」と書いてある1枚目は、「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」ということで、100億円の事業でございます。

主な内容として、下のところにありますように、一つは、产学の英知を結集した革新的な技術体系の確立という部分、それからもう一つが、民間企業の活力や異分野の革新的な技術を生かした技術開発という部分から成ってございます。この2番目の部分は、さらに1枚、2枚めくっていただいて、平成26年度の本予算のところの説明に「民間活力を活かした研究の推進」と書いてありますが、この中で行います「革新的技術創造促進事業」と書いてある部分と一緒に運営していくということになってございます。

こういったことで新しい事業が始まりますが、これは従来の提案公募型の競争的研究資金と

は異なって、国として目標を設定し、そして課題を設定して、その課題を実施するために研究機関等を公募していくといった形になりますので、いわゆる提案公募とは違うということで、なかなか今の中期計画では読めないということがあります。そういったことで、先ほど申し上げたように、この中期計画の変更を考えた次第でございます。

1枚目の概要のところに戻っていただきたいと思いますが、こういったことで農研機構として取り組むべき研究資金の提供を計画的かつ効果的に実施するために、現在の中期計画を変更して、必要な研究体制を整備することにより、平成25年度補正以降の事業実施に万全を期すこととしたいということでございます。

次に、変更の概要、主な変更点をご説明したいと思います。先ほど申し上げた、この新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。基本的な考え方としては、今申し上げましたように、まず平成25年度まで実施した競争的研究資金に係る業務に関する従前の記述の部分は、中期計画期間の最後、終了時に行う期全体の業務実績の評価に支障のないように、そのまま残してあります。それに加えて26年度から行う競争的研究資金以外の研究開発業務に係る記述を追加してございます。この対照表の左側が変更後のもの、右側が現行のものでございます。

そこで前文、第1、第2となっていて、3のところに今申し上げた基礎的研究の推進。その最初のところにアンダーラインがございますけれども、今申し上げたように、競争的研究資金だけではなくて、もう一つの事業も読めるということにするために、そこに「競争的研究資金をはじめとする研究資金」ということで、幅広く読めるようにしたということでございます。

それから、その次の（1）の①のところでございますけれども、右側で見ていただいて申しわけないのですが、（1）の①以下が書いてありますが、現行の（1）の部分につきましては、従来の競争的研究資金の部分であるということを明確にするために、新たに左側にありますように、（1）の①として、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、競争的研究資金に係る課題の公募・採択は、次のとおりとする」ということで、右にありました部分を（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）と変換してございます。

次に、めくっていただいて裏になりますが、真ん中辺の左側に②と書いてあります。ここに新たな②を設けまして、ここに新たな研究資金のことを書くこととしまして、従来の公募・採択に関する項目を引用しながら、かつ従来の「課題」とあったものを「研究機関」としてございます。この理由は、先ほど申し上げましたように、従来は提案公募型の競争的研究資金で課題を公募していたわけですけれども、先ほど申し上げたように、新しい資金では、国が研究戦略を策定するなどして研究課題を設定して、それに沿った研究を行う研究機関を公募するとい

う方式をとるために、その部分に「課題」とあったのを「研究機関」としてございます。

また、細かいところですけれども、「選考・評価委員会」につきましては、こちらでは運営等を幅広に行う「評議委員会」と変えてございます。

それから、②の文章の中で、(ア)、(イ)、(ウ)の部分については、公募していくときに、拠点研究機関というのを募集するというタイプもございますので、その機関が拠点全体を統括する能力等が新たに求められるということで、それに対応して「能力の程度」という言葉を入れているということでございます。

以上が公募・採択の部分に関してでございます。

それから、今のページの(2)で、今度は研究の管理・評価というところがございます。ここに關しましても、(1)の公募・採択のところと同様に、従来の記述を①として、②として新しい事業についての管理・評価を追加してございます。

それで、次のページの②の下のところで、最後の段落で「また」以下のところですけれども、先ほどお示ししました平成25年度補正予算PR版あるいは平成26年度予算に書いてありますような3つの事業につきまして、a)、b)、c)として、ここにそれぞれの事業の政策目標を書いて、それに対して、その政策目標の達成を確実にするために、「研究課題の6割以上において計画を上回る成果」、つまり5段階の評価で6割が上2つに入るようとするといったことを目標として掲げてございます。

めくっていただきて、最後のページですが、成果の公表等のところですけれども、①では、従来の査読論文数、それから知財に係る数値目標、また③については、追跡調査について、従来やってきてございます競争的研究資金に限定するということで書いてございます。

また、こここの②では、成果発表会につきまして、従来の年度末に終了年を迎えた課題を一堂に集めて行うという形式から、もっと自由に、研究期間、地域ごとにさまざまな形の成果発表が行われるように直してございます。

以上、変更点を申し上げました。以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

では、ただいま説明がありました農研機構の中期計画の変更につきましてでございますが、ご質問、ご意見はございますか。どうぞ皆さんからお願ひいたします。

最初のところは、「課題」から「機関」へというところが入ってくるということなんですか、これをもうちょっとわかりやすくご説明いただくと、どうなりますか。機関の能力というか、それも評価基準に入ってくるということなんですか。

○大川理事 先ほど申し上げたように、従来は、ある一つの大きな分野の中で自由に研究課題を提案していただいて、自分たちでこういう計画でやりますというのを提案していただいていたのですが、今回以降のものは、国のはうでかなり細かいところまで課題を設定して、この課題をやってくださいと。それをやる研究機関なり研究機関の集合体、コンソーシアムと呼んでいますけれども、それを募集するという格好に変わりますということでございます。

○齋藤座長 コンソーシアム形式になるということなんですか。

○大川理事 そうですね。全てコンソーシアムというわけではないのですけれども、基本的にコンソーシアム形式が多くなります。

○齋藤座長 ということでした。

ほかにどうでしょうか。ご質問していただくことはございますか。

評価もかなり厳しくなるということなんですか、これを見ると。「研究課題の6割以上において計画を上回る」というのは、かなり厳しい評価という理解になりますね。

○大川理事 実は、従来の論文数あるいは特許の申請というところは、ある意味、研究者が努力して、我々はそれがやりやすいようにバックアップするという格好だったのですが、それだと、我々が直接どうこうできる部分はすごく少ないので、それよりは、全体の研究の進行状況をこちらがバックアップしながら進めますので、そういう意味で、そういう評価を軸に自分たちの目標を立てました。今言わされましたように、確かに6割というのは実は相当厳しい数値でございます。ただ、今までやってきた競争的研究資金では、大体平均すると5割程度が予定よりは少しでも進んでいるという評価を受けていますので、余り低い目標は立てられませんので、少し努力目標も加えて、6割ということにしてございます。

○齋藤座長 そのためには、できるだけコンソーシアム方式のほうが成果を出しやすいということにつながるわけですか。要するに、研究機関の能力そのものがかかわっていくということになると、その中でもかなりグループ化していかないと、成果が出しにくいわけですよね。

○大川理事 新たな事業では、そういうコンソーシアム方式でやっていかないといけないような課題が結構多くなっています。

○齋藤座長 課題そのものがですか。

○大川理事 ええ、コンソーシアム方式で行う課題そのものが今多いので、特に今回の補正予算のほうの最初の事業はそういうタイプの研究です。幾つかの違う大学とか独法以外の普及の関係の方々も入りながら仕事をしていただくということで、コンソーシアム方式になっていきます。

○齋藤座長 わかりました。

それと、これは論文の数もかなりなので、これは成果が出るまでにはかなり時間がかかりますね。それはどう評価しますか。

○大川理事 論文の数とか特許のところは、そういった意味で、従来の競争的研究資金で行っていた部分の成果の評価ということに考えてございまして、ただ、これは中期計画を立てたときに設定した数字ですので、5年間の中期計画の一部分ということなんです。ですから、実質は3年分で事業が終わってしまいますので、最終的な評価のときには、これは3年分に、要するに5年分だったものを、これでそのまま数字を評価に使われてしまうとちょっときついなどいうところは確かにございますので、そこは実際にやったことで見ていただければと思います。

○齋藤座長 その辺は柔軟に対応することですね。

○大川理事 はい。

○齋藤座長 わかりました。

どうでしょうか。

○伊藤専門委員 特に質問というわけではないんですけども、今回の新旧対照表を見せていただきながら感じたコメントで、特に後段のほうに今回の補正予算等の政策目標の話がそのまま入り込んでいくわけですね、何%以上とか。できるだけ中期計画とかというのは、そういう具体的なものも必要なのかもしれないんですけども、政策が変わればその都度その中期計画は見直さなければいけないというのも何かおかしいなという感じです。むしろ、これを政策の変更も読み取れるような書きぶりの中期目標のほうが本来は多分いいのではないかと。例えば競争的資金の効果を最大限に発揮するというのはもちろんそうですけれども、その後、例えば政府の政策課題なら、それに準じてとか、何かしらこのまま補正予算で入れている政策目標などをストレートに盛り込むということではない表現の仕方はないだろうかといったことを感じた。そうすることによって、絶えず中期計画を政策の変更に合わせて何度も変更しなければいけないとかという必要がないような書きぶりはできないのかなと感じた次第です。これは、特に今回の提案だけではなくて、どこでもそのような書きぶりにしたほうが、余りその都度その都度変更しなくともいいのではないかというコメントです。

○齋藤座長 実はこの後に生物研の中期目標の変更が出てくるわけです。農研機構のほうは目標を変更しないで計画を変更するということですよね。こんなことをやると、さっきの調整問題が起こってしまうわけですよね。目標そのものを変更してしまえば、それはいいんですけども、でもそんなことをしたらものすごく大変ですよね。

○大川理事 今回のこの部分は、目標のほうは新しい事業が読めるということで変更しなくても大丈夫ですということは、目標を設定するのは農林水産大臣ですが、変更はしませんということで来ています。ただ、実際にそれに従って計画を立ててやっていく部分のところは、競争的研究資金を念頭に置いて作っていましたので、なかなかそれでは読み切れないというところがあって、今回、中期計画の変更をお願いしているという次第でございます。

○齋藤座長 わかりました。

ほかにどうでしょうか。

○入江専門委員 変更ということではないのですけれども、例えば成果の公表で、学術雑誌や学会での発表を促進する。大いに結構なことなんですけれども、一方で生産者とかそういった人たちにはあまり、学術雑誌とか学会とかはでないので、例えば専門誌とか、講演会とか、ぜひそういうところも促進していただきたいなと思います。それによって成果が実際に現場のほうに流れていきますので、よろしくお願ひします。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。

○伊達専門委員 これまでの競争的資金で進められている部分と、この政策上で進められている部分との整合性をどう捉えたらいいのでしょうか。例えば、新しい仕組みでこれを公募するとき、これまでだったら、農研機構が予算を取って、地方の試験研究機関に配分するようなコンソーシアムがありましたが、今後具体的にどうなるのか私自身がわからなかつたので、ちょっと聞かせていただければと思います。

○大川理事 御質問の趣旨に対応しますのは、平成25年度補正予算の概要の説明の「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」でございまして、その主な内容で、先ほどご紹介しました「产学研の英知を結集した革新的な技術体系の確立」というのを実は今公募しているところでございます。補正予算ということで、とにかく早くスタートできるようにということで今鋭意やっているところですけれども、こここの技術体系を10体系ほど国のほうで決めていただきまして、その体系を確立するために自分たちはどういう計画でやっていくかというのを今募集しているという格好でございます。そのときに応募する単位としては、コンソーシアムで、そこに例えば農研機構とか、あるいは県の試験場とか、それから生産者がダイレクトに入る場合もありますし、その実施をするときの協力者ということで入る場合もあります。このほか、革新的技術創造促進事業では、民間企業の方あるいは大学といった方々がコンソーシアムを組んで一つの体系をつくり上げるという課題で、研究機関を募集しているという状況でございます。

○伊達専門委員 今お聞きすると、今回の変更部分ではある程度政策上の課題を取り上げられるということですが、やり方そのものは今までとそんなに変わらないと理解しました。コンソーシアムをつくられてやっていかれるということについては、我々、地方の試験研究機関としてはこれまでと同じように受け取っていいということですね。ただし、今回の変更部分では、ある程度国の方で決められて、その方向で研究を進めていくと理解ができますが、それでよろしいでしょうか。

○大川理事 基本的には、コンソーシアムの中のつくり方は、必須の構成員がこういう人というのにはありますけれども、つくり方はそれほど違いません。ただ、今まで、自由に自分たちの発案で研究テーマをつくって、それで応募されて、そのテーマでやるのは確かに将来の技術革新にとっていいですねという判断をされれば採択されてきているのですけれども、今回は、もうそこの最初のテーマの部分は国なりが提示されていて、それに対して具体的にこういう計画でやっていきますというのをご提案いただくという格好になります。ホームページに今出していますので、またご興味があつたら、まだ公募を募集している期間ですので、よろしくお願ひいたします。

○伊達専門委員 すみません。ありがとうございました。

○齋藤座長 これは、中期計画（変更案）というものが、かなりまとまった記述になっているわけですね、今の説明のこの資料が。

○大川理事 この5-1の資料のかなりの部分を占めています中期計画の変更案というのは、この中期計画には機構がやっている仕事の全てが載っております、ここの中の変更部分につきましてはさっき抜粋しましたけれども、新旧対照表で見ていただければと思いますが、この本体のほうでいいますと、9ページの「生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進」、こここの部分でございます。

○齋藤座長 この部分ですね。この中でさらに限定していくと、次のページのところが入っていますね。「選考・評価委員会」とか「採択課題」とか、これがそうですね。その次のページ、10ページにかけて、こここのところですね。

○大川理事 はい。

○齋藤座長 ここで文言を修正する必要があるかどうか、意見は意見として取りまとめなければいけないですけれども、計画の案まではこちらでどうのこうのとは、何か今の議論の中で齟齬が発生していれば調整しなければいけないわけですけれども、どうですか。もう一回ぱっと見ていただきて、全部同じ表現だと思いますけれども、5段階評価は書いていませんけれども、

かなり書いています。

どうでしょうか。意見があったことはいいんですが、異存なしとするか、それなりに何か修正案が出てくるかですが、どうでしょうか。いいですか。

では、意見があったわけでございますが、修正するところは特になくてよろしいですね。

では、意見はありましたが、修正なしということで、進めさせていただきます。

評価指標等も変更する必要がある。そのことにつきましては事務局から説明いただきます。

○宮路研究専門官 では、説明させていただきます。

○齋藤座長 では、お願ひします。

○宮路研究専門官 お手元の資料5－2というものをごらんください。既に委員の皆様におかれましては、農研機構等の平成24年度業務実績の評価をしていただいておりますので、評価の仕方についてはもうご承知かと思いますけれども、今回、中期計画が変更になりました農研機構ですけれども、この部分はいわゆる業務運営の部分に該当するものでございます。

お手元の資料5－2をめくっていただきまして、2ページ目を見ていただきたいと思います。先ほど農研機構からご説明いただいたことと、真ん中の中期計画（案）というのは全く同じものでございますけれども、今回この中期計画が変更になった部分は、先ほどご説明がありましたけれども、下のほうの②のところですけれども、「①の競争的研究資金以外の研究開発については、①の（ア）から（エ）までに準じた取組を行う。この場合において（ア）から（エ）までの規定中「課題」とあるのは「研究機関」と、「採択課題」とあるのは「採択機関」と、「選考・評価委員会」とあるのは「評議委員会」とそれぞれ読み替えるものとする」という変更でございます。

今まで業務運営のこの部分を評価していた評価指標というのは、右に示されておりますアの部分でございます。平成24年度業務実績の評価までは「広く課題が公募されているか」という表現でしたけれども、今回ここに「研究機関」というものが変更に伴いまして入りまして、「広く課題等が公募されているか」以下、「課題等の採択は適切に行われているか。また採択課題等については審査体制を含め公表されているか。課題等選定時期の早期化への取組が行われたか」ということで、中期計画の変更に伴いまして「課題等」と、「等」という言葉を評価指標に加えさせていただくという変更でございます。

具体的に文言等の修正がされるのは1カ所でございますが、もう1点、若干説明をさせていただきます。めくっていただきまして5ページ目なんですけれども、先ほど農研機構からご説明いただきましたように、新たな事業を行うということでございますが、その中で、5ページ

目の上から 7 行、この線が引いてある部分でございますけれども、先ほどちょっと伊藤委員からもご説明がありましたが、すみません、4 ページ目の最後からちょっと読ませていただきまます。「また、（1）②の研究開発等については、a) 革新的な技術体系の確立にあっては大幅なコスト低減による農林水産業経営の収益増大等、b) 事業化促進研究にあっては実施課題の 90% 以上で事業化、c) 異分野融合研究にあっては実施課題の 80% 以上で事業化が有望な研究成果を創出、という各事業の政策目標の達成を確実なものとするため」というこの部分が若干わかりやすいんですけども、ここは直接的に評価の対象になるものではなく、あくまで a) 、 b) 、 c) の各事業のお題目ということでご理解いただきたいと思います。

直接的に評価の対象となるのは、この後の部分でございます。「年度末に評価を行うことし、研究課題の 6 割以上において計画を上回る成果を上げているとの評価を得られるようにすること」。評価を得られるように管理運営を行うことと、ここが評価する対象になります。

このところにつきましては、3 ページ目の右側、評価指標でウというところで示しておりますが、「プログラム・オフィサーの設置など研究課題の管理運営等は適切に行われているか」と、従来からあります評価指標の中で、この管理運営を行っているかというところは評価の対象となりますので、特段修正せず、評価指標につきましては、先ほど説明いたしました「等」というものをつけ加えていただくという 1 点の修正ということでございます。

以上、ご説明させていただきました。

○齋藤座長 その「評価等」、ちょっと場所をもう一回。

○宮路研究専門官 「課題等」です。アですね。2 ページ目の……。

○齋藤座長 2 ページ目の、もう一回確認です。

○宮路研究専門官 一番上の右側、アというところがございますが、ここに「広く課題等」、「等」の下に下線が引いてございますが、これが 4 カ所「等」の下にありますが、ここに「課題」の後に「等」を入れさせていただくという修正でございます。

以上です。

○齋藤座長 という説明をいただきました。これについてご質問、ご意見はございますか。

表現についてですが、私からすると、先ほどの最後のところは、「研究課題の 6 割以上において計画を上回る」ということなので、そのため、「確実なものとするため」とずっと文章が入って、この下の文章が、非常に結びつきにくいですね。これは、文章を切るわけにいかないんですか。「……である。そのためには」とか、上のはうの文章と下の文章がどうも、どうかかわっているのか、非常に考えてしまいいますね。切りにくいでですか。これは切ってしまったほ

うがわかりやすいんですけれども、表現上は。

○田熊研究推進課課長補佐 事業を担当しております研究推進課の田熊と申します。

ここがつながっておりますのは、前段の部分が、中期計画の期間が平成27年度末ということで、この政策目標の達成期間までに至らないということで、政策目標の評価というところまでたどり着かないということです。でも、実際には「攻めの農林水産業」を達成するために、こうした政策目標の達成に向けてそれぞれの年度に研究評価をやっていかなければいけないということで、それぞれの年度の研究評価として6割以上という目標を掲げさせていただいているといったイメージではないかと思っております。したがって、前段の部分は、これを目指すためにといったことで文言をつながせていただいているといった趣旨で私どもは理解しております。

○齋藤座長 という説明ですね。どうですか。ほかにご意見はございますか。

○渡邊専門委員 1点、理解の確認というか、評価の業務にかかわるので、「等」というのがついた変更点は、「広く課題」と、それから広く理系、工学、いろいろな分野の機関というか、そういうのが広くなっているかということを見てほしいということでいいんですか。課題だけではなくて、コンソーシアムというか、一緒にやっている相手がどのぐらい広くなっているかを評価に加えてほしいという意味ですか。

○宮路研究専門官 ではございません。ご説明させていただきます。2ページ目の真ん中、中期計画（案）の最後の行、「この場合」とございます。ここからなんですけれども、「この場合において（ア）から（エ）までの規定中「課題」とあるのは「研究機関」と、「採択課題」とあるのは「採択機関」と、「選考・評価委員会」とあるのは「評議委員会」とそれぞれ読み替えるものとする」ということでございまして、昨年度までですと、「課題」だけが対象になっていたのですけれども、平成25年度からは、「課題」に加え、この「研究機関」というものも対象になりますので、「等」というものを加えさせていただいたという修正でございます。

○渡邊専門委員 わかりました。定義はここに書いてあるわけですね。

○宮路研究専門官 はい。申しわけございません、わかりにくくて。

○渡邊専門委員 なぜか「等」というのをつけると。

○宮路研究専門官 そのことで「機関」も読めるということです。

○渡邊専門委員 でも、この定義された「等」は要らないのではないですか。

○宮路研究専門官 という理解も考えたのですが、やはり丁寧にという意味では、「課題」だけよりは、「研究機関」と明確に書かれているので、評価の指標としては書いたほうがいいだ

ろうという判断をしたところです。

○渡邊専門委員 大事なのは、中期計画（案）の②の下線のところですね。

○宮路研究専門官 はい。

○渡邊専門委員 よくわかりました。

○齋藤座長 こちらを読めばわかるんですけれども、この一文だけ読んでしまうと、ちょっと何を言っているのかなという感じはしますけれども。

ほかにどうでしょうか。特にこれは、文言修正は必要ですか。今のご意見は、これでわかりますか。

○渡邊専門委員 十分に検討されたようですので。

○齋藤座長 これにかわる言葉というのは意外に大変な感じがしたんですけども、ではよろしいですね。

では、様々議論はしていただきましたが、修正はなくて、原案どおりでよろしいですか。皆さん、合意していただけますでしょうか。

では、そういうことで先へ進ませていただきます。もう一つありました。それでは、平成26年度の業務実績の評価、これは平成27年度実施でございますが、それに当たっては、この評価指標に基づく評価を行うということになりますので、委員の皆様におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

では、次に行きます。それでは続きまして、議事6の農業生物資源研究所の中期目標、こちらは研究所の中期目標です。かなり重たいです。その変更等についての審議に入ります。初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

○山本技術政策課課長補佐 それでは、中期目標は主務大臣が定めているわけですけれども、主務大臣がこの独立行政法人の中期目標を変更する場合につきましては、独立行政法人通則法第29条の第3項によりまして、「主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」とされております。このたび農林水産省において生物研の中期目標の一部改正を行うこととし、これにつきまして当省独立行政法人評価委員会に意見諮問があったところです。また、中期目標の一部改正に伴いまして、この生物研におきましても中期計画の改正についておおむねの案をまとめていただいているところでございます。当省評価委員会では、この案件に対します意見決定の権限が当分科会に委任されております。法制の手続上、農林水産大臣は、当省評価委員会の意見を聴いてから生物研に対して中期目標を示し、これに基づきまして生物研から農林水産大臣に中期計画の認可申請が

行われ、その際に当評価委員会の意見を聴取するという手続が順番としては必要になってくるわけですけれども、現時点ではまだ中期計画について農林水産大臣から当省評価委員会に対しての正式な意見聴取というか、諮問が行われておりません。さはさりながら、片一方で4月から新たな中期目標・中期計画に基づく業務を生物研に行っていただくためには、3月中に変更の認可手続を行いたいと考えておりますので、案の段階ではございますけれども、後ほど生物研のほうからも中期計画の説明があるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○齋藤座長 この中期目標について、繰り返しの部分があるのですが、大臣からの諮問がありました。中期計画に関しては、正式な意見聴取の前に、変更案を説明していただき、大臣からの諮問があった段階で速やかに意見を提出できるよう、あらかじめ本日の分科会において意見集約を行っておきたいと思います。

それでは、まず生物研の中期目標の変更についてでございますが、説明をお願いいたします。

○松尾技術政策課長 技術政策課長でございます。資料6-1に基づきましてご説明申し上げます。

ただいま事務局からご説明がございましたけれども、資料で申しますと、3枚目に林芳正大臣から独評委宛ての諮問の文書がございます。「独立行政法人農業生物資源研究所の中期目標の変更について」という紙が諮問文でございまして、その内容は、もう1枚めくっていただきまして、新旧対照表に2カ所ほど文章を追加するという形になっております。これについてこれからご説明申し上げます。

最初に、もう皆さんご存じだと思いますけれども、農業生物資源研究所の事業の大柱の一つであります農業生物資源ジーンバンク事業というのがございます。これは、生物研ができる前から、昭和60年から、国研時代から実施していまして、農作物の育種素材となる多様な植物遺伝資源を収集、特に海外から持ってまいりまして、それを保存してふやして、国内外の研究機関や育種家に提供するという事業を実施しています。

生物研は、センター銀行といいまして、その下に、農研機構や農環研、JIRCAS、種苗管理センター、家畜改良センターがサブバンクとなっていまして、約22万点の植物遺伝資源を今保有しているというところでございます。これは世界第5位の保有数です。

すみません、資料6-1の1枚目をおめくりいただきまして、趣旨の最初のパラグラフは今ご説明申し上げたところでございます。農業生物資源ジーンバンク事業によって研究開発基盤の強化等に取り組んできました。

一方、2つ目のパラグラフにありますけれども、さきの通常国会でございますが、第183回

通常国会におきまして「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」——我々はこれを I T P G R と言っていますけれども、これが批准されまして、昨年10月28日に正式に加盟しました。

これにつきましては、もう 1 枚めくっていただきまして、I T P G R における「多数国間の制度」の概要をごらんいただきたいと思います。これまで生物研がみずから事業としてやっていたジーンバンク事業自体が、マルチラテラルといいましょうか、多数国間の制度の枠組みに入りました。この資料に書いてございますけれども、締約国は、植物遺伝資源の種類等の情報を公表し、条約事務局に登録するのだということでございます。登録しなければいけない植物遺伝資源の範囲というのがございまして、穀物など35種類の食用作物及び81種の飼料作物を対象に、「締約国の管理・監督下」にあって、「公共のもの」となっているものに限定して、これをリストアップして登録するという義務がまず生じました。ここに書いてありますけれども、地方自治体とか大学とか民間企業が持っているような植物遺伝資源は対象外、それから育成者権がまだ存続しているような種苗についても対象外となっています。こういったものをまず登録いたしまして、この取引を円滑、簡易に行うために、透明性があり、世界共通のルールである契約書のひな形、定型の素材移転契約を決定する。これを S M T A というのですけれども、そういう枠組みで取引が行われるということです。ですから、まずはリストアップをして、海外の育種家、ジーンバンクからこういう遺伝資源が欲しいのだと言わいたら、非常に簡便な手続で、その保有国はその遺伝資源を提供するといった枠組みができたということです。

③は開発された新品種の商業的利益の一部をプールする。0.77%相当を基金に支払って、その基金自体を活用して、途上国で開発が進んで植物遺伝資源がどんどん消滅しているところの遺伝資源の保全活動等に使うのだといった枠組みになっています。

今申し上げましたとおり、先ほどの資料に戻っていただきまして、この条約に加盟したこととで、この 2 つ目のパラグラフの後半のほうですけれども、条約に基づき配布の対象とする植物遺伝資源の種類やどこにあるかといった情報を公表する、それから、先ほど申し上げました、定型の素材移転契約を利用する等の義務が課されているという状況でございます。今回の中期目標の改定は、これらの義務を速やかに履行するためのものでございます。

具体的な変更内容につきまして、先ほどの横紙というのでしょうか、新旧対照表でご説明申し上げます。変更点は、本文の第 2 の 6 でございます。ここで「海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化」というお題目が立っておりまして、ここでは、「世界の食料問題の効率的な解決に資するため」ということで、「積極的に推進する」というフレーズとなっております

が、ここに「また」というフレーズを加えまして、先ほど申しました「I T P G Rの多数国間の制度の下において行われる植物遺伝資源の取得機会の提供等、同条約を履行するための取組を効率的かつ着実に実施する」ということを中期目標で明定するという変更でございます。

それに伴いまして、別添のところにジーンバンク事業の書き込みがございます。これは、別添の1の（1）農業生物遺伝資源の充実と活用の強化という項目がございまして、ジーンバンクとして、ここは「生物研は」というのが隠れているのですけれども、生物研はジーンバンクとして、これこれの技術を開発するというところまでは書いてあるのですけれども、先ほどの加筆に伴いまして、ここにおきましても、「また、I T P G Rに定める多数国間の制度を通じて、保存する植物遺伝資源を公開し」——これは先ほどのリスト化のことです。それから、「利用者の求めに応じて、同条約に定める条件に従って」——これはS M T Aのことですけれども、「当該遺伝資源を適切に提供するとともに、国際研究機関等と連携して植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用等に向けた国際的な取組を積極的に推進する」というフレーズをつけ加えたいということでございます。

以上申し上げましたが、こういった2つの加筆を行いまして、先ほど事務局からご説明しましたとおり、本日、諮問を申し上げたところでございます。今回、この中期目標の変更の決定が行われますと、これから生物研からご説明があると思いますけれども、今のところ考えています中期計画変更の認可申請がありまして、また独評委の意見聴取がございます。それでご意見がないということであれば、農林水産大臣より中期計画の認可を年度末に行いまして、平成26年度におきまして変更した中期目標と中期計画をスタートさせるという運びになっております。よろしくお願ひします。

○齋藤座長 以上が中期目標の変更について、でございますが、続きまして、中期計画の説明をお願いいたします。

○廣近理事長 それでは、生物研のほうから中期計画につきましてご説明させていただきます。ただいま事務局のほうから中期目標の変更について説明がございましたけれども、2カ所につきまして追加・変更がございます。それに対応する中期計画案をこれからご説明させていただきます。それで、お手元に中期計画の新旧対照表がございますけれども、それと、ちょっと見にくいかと思うのですけれども、中期目標と照らし合わせながらごらんいただけたらと思います。

それでは、まず変更の概要ですけれども、「6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化」というところがございますけれども、その中に、これに対応しまして、この部分に中期

目標では、ITPRに基づく遺伝資源の取得機会の提供等、条約義務を履行するための取組を効率的かつ着実に実施するということが追加されております。

そして、中期計画では、これに対応しまして、ジーンバンクの体制強化、具体的には、提供する遺伝資源の情報提供とか種子の増殖、配布等のための人的な体制の強化に加えまして施設の整備等の強化を考えておりますけれども、こういった体制の強化を行うとともに、遺伝資源の提供を行っております海外のジーンバンクとの連携強化を図りまして、効率的かつ着実に遺伝資源の提供を行うことを計画として追加させていただいております。

それと、その裏になりますけれども、変更の2点目でございます。（1）ですけれども、「農業生物遺伝資源の充実と活用の強化」の項目の中に、先ほどご説明がありましたように、中期目標におきましては、保存する遺伝資源の公開、当該遺伝資源の提供及び国際研究機関等との連携した取組の推進が追加されております。

これに対応した取組としまして、先ほどご説明がありましたけれども、多数国間の制度を通じまして、公開する植物遺伝資源のデータベース化、さらにはSMTAを用いましたオンライン契約システムの整備、さらには国内の事業者等から寄せられると想定されます海外遺伝資源のアクセス相談等への適切な対応を中期計画に追加することとしております。

さらに、その中期目標には、国際研究機関等と連携した遺伝資源の保存及び持続可能な利用等に向けた取組というものが追加されておりますけれども、これに対応しまして、例えば遺伝資源の交換導入、さらには海外機関との種子の相互交換等による二重保存の推進等によりまして、海外遺伝資源の取得環境の整備を行うことを中期計画に追加することによりまして、この中期目標の達成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

ただいま説明のありました生物研の中期目標の変更、中期計画の変更、両方でございますが、これについて質疑に入りたいと思いますが、ご意見、ご質問はございますか。

これはかなり重要な内容ですよね。では、ちょっと細かいところですが、これは育成者権等の今やっていることについては、それは対象外。

○松尾技術政策課長 はい。

○齋藤座長 ということは、知的財産との関係は。

○松尾技術政策課長 全く関係ございません。ですので、今は、何というのでしょうか。余り言ってはいけないのでけれども、生物研が持っている古い蔵書をお貸しするといったイメー

ジです。

○齋藤座長 藏書。

○松尾技術政策課長 藏書というか、コレクションを、何の権利も発生していないものを広くご活用いただくために、その簡便な方法をとるような状況の仕組みができたということです。当然、知財に囲まれているものを出すわけにはいきませんが、いろいろな目つきがいて、こういうものは使えるのではないかという人たちのリクエストに応えるためにコレクションを集めとおいて、欲しい人に簡便に提供する仕組みができるということです。

○齋藤座長 遺伝子の情報そのものではないんですね。

○松尾技術政策課長 種そのものを国際宅急便でお送りする仕組みです。

○齋藤座長 種を送るんですか。

○松尾技術政策課長 はい。遺伝資源というと、何かすごく難しそうな感じがするのですけれども、簡単に申し上げますと、種です。種を国際郵便で、インターネットで申請すると、1週間後には届くような仕組みがもうできているということです。

それで、実を申しますと、ちょっと補足しましたけれども、この I T P G R に入るまでに、発効してから10年ぐらい、農水省というか我が国は時間がかかっていました。今までかなり自由に探検隊が行って種などを持ってこられたという環境があったのですけれども、生物多様性条約ができた後に、そういった遺伝資源に対する囲い込みが強くなりまして、なかなか遺伝資源入手する機会が減ってきたといった状況があって、それでは作物育種の進歩に支障が生じるのではないかということで、F A O の提唱でこういった条約ができていきました。

○齋藤座長 単純にジーンはわかりますけれども、苗までは入れないわけですね。

○松尾技術政策課長 苗ですか。

○齋藤座長 苗というか、木そのものにかかるところは。

○松尾技術政策課長 種苗は入る。苗でもいいんです。

○齋藤座長 苗も入るんですか。

○松尾技術政策課長 苗も入ると思います。ただ、それは植物防疫法上、入るかどうかというのはありますが、種も検疫上問題があるものがありますので、リクエストがあってこちらは送ることができますけれども、向こうの国がだめだというものもありますし、我が国がこれに入ったからといって、どこどこの国の種をもらってこようと思っても、検疫でひつかかるものはかなりあるということです。

○齋藤座長 はい、どうぞ。

○米森専門委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、ここに35種の食用作物と81種の飼料作物という限定がありますけれども、この中にはこういうものの近縁種とか、そういうものまで含まれてくるわけですか、これは。

○松尾技術政策課長 これもなかなか言いにくいのですけれども、非常に政治的な綱引きでリスト化が行われておりますけれども、例えば、大豆とか落花生とかサトウキビのようなものは対象から除外になっています。各国の知財とか資源に対する囲い込みの反映だと思いますけれども、今対象となっている35種類というのを簡単に申し上げますと、稻、大麦、小麦、ライ麦、ライ小麦、いんげん豆、えんどう、ガラス豆等豆類と、キャッサバ、サトイモ、イチゴ、ナス、ニンジン、リンゴ、かんきつ類、ココヤシ、バナナ、ヒマワリ、パンノキと、もしこれにご関心のある方は、手引がございますので、また後ほど差し上げたいと思いますけれども、かなり限定期にはなっています。近縁種というよりは、もう学名で全部セットされています。

○齋藤座長 仮に、伝統的な品種というのは、知的財産とうまくながっていないところがありますね。そういうものはどうなるんですか。

○松尾技術政策課長 伝統的品種というのは、多分在来種のことだと思いますけれども。

○齋藤座長 在来種のことです。

○松尾技術政策課長 在来種もリストアップをして、もう権利が切れているものについてはリストアップの対象にしようとしています。今はご説明しませんでしたけれども、現在、第一弾として、この登録をする品種の絞り込みを行っておりまして、まず行政部局内部でもんだ後、関係団体にもちゃんと説明して、何から今まで全部出すわけでもなくて、優先順位をつけて出していくかと考えています。

○齋藤座長 育成者権がないものは、商標権か何かでそれをガードすることはできるんですか。

○松尾技術政策課長 商標権で、ですか。

○齋藤座長 ええ。

○松尾技術政策課長 いや、できないと思います。種と商標はなかなかマッチできないと思います。なので、そのときは、その在来品種をつくって、つくった作物に商標権をつければいいだけであって、販売のときに商標をつけるというガードしかできないんだと思います。今はそういう枠組みになっていて、在来だからといって、誰の権利を守っているのかというのがありますので。

○齋藤座長 外国などの場合だと、例えば果物関係だと、相当ガードがかたいですよね、いろいろな意味で。種というのではなくて、苗木となってきますと、先ほどのお話になると、それ

はもろにとられますから。

○松尾技術政策課長 苗木はそのまま使えますから。

○齋藤座長 使えますからね。

○松尾技術政策課長 栄養生殖もできますし。

○齋藤座長 栄養繁殖のものなどは出してはいけないんじゃないですか。

○松尾技術政策課長 栄養繁殖もここに入っています。サトイモなどは栄養繁殖です。

○齋藤座長 日本が外から持ってくるのはいいんですけども。

○松尾技術政策課長 我が国にはさほどそういう大事なものはないんじゃないかなとは思いますが、と言うと怒られるかもしれません、その辺のところは生物研の方に聞いていただくと、何か国益を害するようなものというのもう持っていないと……。

○廣近理事長 ええ、特に今のところ持っているとは考えておりませんけれども、いずれにしましても、先ほどご説明がございましたように、皆さん方の意見を踏まえた上で、公開すべきもの、I T P G Rの多数国制度にのせるものと、そうでないものを決めていくという手続をとっていますので、その過程で国益に反するようなものは除外の対象になるかと思います。それと、この35品目の全てを公開しなければならないかというと、各国の状況を見ましても、必ずしもそういう状況にはなっておりませんので……。

○齋藤座長 これが仮に、生物研ですけれども、これが県の試験場クラスの場合は、これは嫌だと言えば出せないんですか。

○松尾技術政策課長 県の試験場はここでは対象になつていませんから、もし今、生物研が県の試験場の育成した品種を持っていて、それを出そうとして、県が嫌だと言ったら、出せないということです。

○齋藤座長 そうですか。

○松尾技術政策課長 お預かりしている、寄託されているもの、これは非常に微妙なんですねけれども……。

○伊達専門委員 育成者権がないものをお預けしているのが、ありますよね。例えば今言われたように、相当古い品種をお預けしている場合がその例ですが……。

○松尾技術政策課長 そこはご相談なんですが、県の育成者権が切れていて、ジーンバンクが持っていたとしても、それで、「いや、そんなつもりでお預けしているわけではないので、やめてください」と言われたら、うちはわざわざ出すようなことはしませんということで。

○本村技術政策課課長補佐 担当の班長をやっております本村と申します。

先ほどの登録は、国が遺伝資源を選んで、これを登録するという作業なんですが、やはり相当センシティブなものもあるのかなということも考えまして、かなり慎重に作業を進めているところです。在来種も、地域の名前がついてしまっているとか、そういうものは第1回の登録でいきなりということではないだろうと、これは相当話し合って調整を図った上で出すのだろうと考えております。

また、県のものをお預かりしたもの、これは過去を見ると、こういう I T P G R という条約がないような状態でお預かりしているとか、世界にどんどん配布するということがわかっていない状態でお預かりしている場合もありますので、そこはもう一度よく確認して、そういう登録をやるのだろうと考えております。

○齋藤座長 仮にですが、古いものだと、育成者権は15年ですよね。切れてしましますよね。それを持っていかれるという話になりませんか。それは延期すれば、今は30年まで延期はできますけれども、それはすぐできませんよね。

○本村技術政策課課長補佐 条約上は、まず公共のものというのがありますて、公共のものは、端的に本当に知的財産権でガードがかかっているというものだけではないと各国も考えているようとして、そういう機微なものは外してくるとか、そういうことをやっています。また、そもそもこの条約として、各国は遺伝資源についての主権的権利を持っていて、その範囲で出すのだという条項がありますので、そういう意味ではかなり柔軟に外していく。それで相当絞り込んで配布するという考えです。

○齋藤座長 その辺はセンシティブという説明でガードできるということですね。

○本村技術政策課課長補佐 はい、そうです。

○齋藤座長 わかりました。

そういうことでございますが、基礎知識をこっちももっと持たないと、十分協議できないんですけれども。

○松尾技術政策課長 そうですね。ちょっと個別に話をさせていただいて、あるいは手引を差し上げますので、またごらんいただいて。

○齋藤座長 ではいただきます。

それでは、中期目標の文章が中心ですが、これはどうでしょうか。細かい文章修正は別にしても、異存なしでよろしいですか。

では、異存なしとして意見を提出いたします。

次に中期計画ですが、これについてもよろしいですか。

では、そうさせていただきます。

この変更に伴いまして、評価指標も変更する必要がありますが、そのことにつきましては、事務局から説明をいただきます。

○宮路研究専門官 それでは、ご説明させていただきます。

今、農業生物資源研究所のほうから、中期計画につきまして2カ所の追加の修正というのがございました。1カ所は、業務運営部分にかかる「海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化」にかかる部分で、もう1カ所は、研究にかかる部分でございます。ご承知のように、研究部分につきましては、業務の性格上、指標を定めないということになっておりますので、今回の中期計画の変更に伴う指標等の変更は研究部分につきましてはございません。対象となるのは業務運営部分の「6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化」にかかる部分でございます。

お手元の6-2の資料をごらんいただきたいと思います。真ん中に中期計画の改正案がございますが、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約に基づく植物遺伝資源の提供等に的確に対応するため、ジーンバンクの体制強化や海外ジーンバンクとの連携強化等を図り、業務の効率的かつ着実な運営に努める」というものでございます。

従来、ここに「6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化」の部分につきましては、MOUの締結とか、そういうものが指標に上がっておりましたので、今回の新たなITPG-Rへの対応という部分については、新たな指標をつくって評価すべきであろうと判断いたしました、ウということで、「ITPG-Rに定める条件に基づく植物遺伝資源の提供等を効率的かつ着実に行っているか」ということを評価の指標といたしまして、新たにつけ加えたいというご提案でございます。

以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。最後のウがつけ加わったということでございます。これも大変わかりやすいと思いますが、よろしいですか。

では、ご了解いただいたということです。では、本案件につきましては、説明があった内容のとおり決定させていただきます。

それでは、平成26年度の業務実績の評価。これは平成27年度実施でございますが、それに当たっては、この評価指標に基づく評価を行うということになりましたので、委員の皆様におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

では、その他にまいります。そのほか、連絡事項がございましたら、事務局より説明願いま

す。

○山本技術政策課課長補佐 それでは、7-1という資料で今後のスケジュールということをございますが、後ろにつけております実績評価手順ということで、これは例年の流れでございます。通常年、冒頭の伊澤研究総務官からの挨拶にもございましたけれども、例年6月末に各独法からの平成25年度の事業年度に当たります業務実績報告書が提出されてまいりますので、委員の方々にこの報告書案をお送りいたします。事前に、固め切る前の段階ではございますけれども、そのような形で一旦送付させていただきます。最終的にまとめたものにつきましては、また改めて委員に報告書を提出させていただくということです。

それから、これと並行いたしまして、国土交通省と共管しております土木研の業務実績報告書も同じように意見聴取の機会がございますので、こういった形で国土交通省からの依頼を受けるといったものもございます。

並行いたしまして、第1回の作業部会という形で、例年どおり、早ければ6月の下旬、大体7月の上旬ぐらいまで日程調整をさせていただきますが、ここで機構部会、それから生環国部会と土木研部会という3つの作業部会でもって独法からの業務実績のヒアリング等を行うということでございます。

それから、7月の上旬に向けて、機構につきましては、財務省との共管になっておりますので、財務省に機構の業務実績の意見を伺うといった流れが一つございます。

その後、書面評価をいただきましたら、7月の下旬から8月の上旬、お盆前ぐらいまでに一度また作業部会を開催させていただきます。土木研部会につきましては、それまでに一旦意見をまとめさせていただきまして、持ち回りで皆様方にお諮りした後、国土交通省へ意見提出といった流れがございます。

それで、8月の下旬、通常は大体8月の最終週ぐらいに開催しておりますが、この農業技術分科会、当年の1回目となりますけれども、こちらで評価結果を決定していただきまして、あと次年度の評価指標等、もうろもろの審議等もこちらで行っていただくということになっております。

例年の流れでまいりますと、その後、9月の上旬にその評価結果を各独法と、それから同時に総務省の政独委のほうにも通知いたしまして、さらに政独委は、またこれが年末にかけて二次評価という形で評価を受けるといった流れがございます。

1年を通してこういう形になりますけれども、またこれは後ほどご説明がありますけれども、これも冒頭、伊澤総務官からの話にありましたように、独法改革の動きが片一方でございます。

スケジュールどおり進みますと、この独法評価委員会というものが審議会というものに変わることもございますので、またそのあたり、随時開催させていただくようなことも今後あろうかと思いますので、ちょっと来年度はまだ動きが確定的ではございませんけれども、また委員の皆様方にご相談させていただいて、運営させていただければと存じ上げます。

以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

スケジュールにつきましては、もう皆さん2年目になっていきますので、様子が大体わかつてきたかなと思いますが、この次に資料7-2、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」という資料が出ております。松尾課長からお話ししていただければと思います。

○松尾技術政策課長 資料7-2で「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」についてという資料がございます。1枚めくっていただきまして、経過と結果についてあらましをご説明します。

政府の行革推進会議の下に設置された独立行政法人改革等に関する分科会において、独法制度及び組織の両面にわたる改革につきまして検討し、報告書を昨年の12月24日に取りまとめたということです。（2）にございますとおり、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」というものを閣議決定したということです。

この概要につきましては、2で書いてございます。まず制度の見直しにつきましては、業務の特性に応じて法人を中期目標管理型独立行政法人、それから単年度管理型独立行政法人、それから研究開発型独立行政法人の3分類にするということです。これは、研究開発法人は一般的の独法とはちょっと違うのではないか、独創性・創造性が期待されていて、効率化等を追求されるようなものではシルリンクしてしまうという科学者の先生方の、もしくはそれを応援する自民党の先生方のご意見もあってこういう分類になったということでございます。

ほかにさまざまな改革がございますけれども、主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価といったことも書いてございます。

それと、少し飛ばしますが、⑤に書いています研究開発法人についての見直しで、今まで「独立行政法人農研機構」と言っていましたけれども、これからは特則を規定しまして、「国立研究開発法人」という名前になると。まだ仮称ですけれども、そういう称号を冠するということでございます。「国立研究開発法人農研機構」とか、そういう名前になるということです。

法人の目的を特別扱いいたしまして、研究開発成果の最大化であることを明示しますということです。これも、科学技術振興に熱心な国会議員の先生方の強い力添えがあったということ

だと思います。

それから、総科が目標設定や業績評価についての指針を作成することと、大きな変更点は、中期目標期間は今5年になっていますけれども、これを最大7年までとできるという中身になっています。

あともう一つ、これももう新聞等で書かれていますけれども、世界トップレベルの成果が期待される特定の法人については、もう一つ上のランクということで、特定国立研究開発法人（仮称）と位置づけまして、今は独法通則法の中にこういう研究開発型の法人は位置づけられますけれども、それとは別の特例の法律によって位置づけられるということになっております。対象法人は極力少数に限定すると言われていて、場合によっては1つか2つか3つといったことも巷間うわさされています。

大きな柱の2つ目でございますけれども、組織の見直しにつきましては、もうこれも新聞に書かれてございますが、現在この技術会議が所掌しています法人につきましては4法人ございますけれども、そのうちの3つ、農研機構、生物研、農環研と、食料産業局が所掌しています種苗管理センター、専らばれいしょの原種を増殖して配布しているという、昔は「ばれいしょ原原種農場」という名前がついていたのですが、この3つと1つがくっついて新しい法人をつくるということです。ここに書いていますように、その際、新たな法人は、研究開発業務と、種苗審査に係る栽培試験等の種苗管理業務という性格の異なる業務を実施するということで、「種苗管理センター」の名称を維持することと、副理事長以外に同センターの代表権を有する役員を置くことも明示されております。

それと、本日は議論に出できませんでしたけれども、JIRCASにつきましては、単独で研究開発法人として残るということです。

前政権の民主党政権では、種苗管理センターではなくて、農研機構、生物研、農環研、JIRCASの4つを1つにしようとする動きがありましたけれども、政権交代によってそれが一度途中頓挫いたしまして、こういったリシャッフルがされたということあります。

3番目の大きな柱は実施時期でございますけれども、法改正を伴わず早期に対応可能なものは速やかに実施するのだということです。

それと、今、独立行政法人通則法の改正をしておりまして、これについては平成27年4月ですから、再来年度、間もなく平成26年度が始まりますけれども、平成27年度からのスタートを目指すということです。

それと、統廃合に関する措置につきましては、ここに「平成27年度4月以降可能な限り早期

の改革実施を目指して迅速に」と書いてありますけれども、そういった形でやっていくのだということです。ですから、少なくとも平成26年度は現在の形で動いてまいりますので、評価につきましても、先ほど山本が申し上げたとおりのスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。

それとあと1点。先ほどちょっと触れましたけれども、この閣議決定文の本文のほうの9ページ以降をごらんいただきたいのですが、具体的には10ページの冒頭に書いてありますが、評価に触れております。「主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする」ということで、現在皆様方にお願いしていますこの独法の評価の枠組みが審議会という形に変わります。それも農林水産大臣が設置する審議会ということで、これにつきましても設置法の改正が必要なのか、それとも政令でやるのかといった事務的な手続が今検討されておりますので、これも8月の分科会でご報告できると思いますけれども、そういう形になっていきます。従来は、総務省がつくられています独評委の下に、主務大臣ではなく、各府省、総務省の評価委員会が独法の業績を評価していますけれども、これからは完全に主務大臣のもとでやっていくのだという大きな方針転換がございます。詳細が決まりましたら、またご報告を申し上げます。

以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

何か聞いておきたいことはございますか、皆さんから。

それでは、本日予定しておりました審議は全て終わりました。本日の会議につきましては、議事録・資料を公開させていただきます。先ほどのものは別ですけれども、議事録につきましては、事務局で作成し次第、委員の皆様にチェックをいただきますので、その後、農林水産省ホームページで公表することとします。

では、本日の議事を終了し、議事進行を事務局にお返しいたします。

○松尾技術政策課長 本日は本当に長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

先ほど山本からご説明いたしましたけれども、今年度、これから先につきましても、このスケジュールで進めさせていただきたいと思います。特に平成25年度の実績評価につきましては、皆様方に多大なご負担をおかけしますけれども、引き続きよろしくお願ひいたします。

今回この独法の仕組みが変わるということは、評価の仕組みが大きく変わるということであ

ります。中身は大きく変わるものではなくて、枠組みが変わったり、置きどころが変わったりといった形になろうかと思いますけれども、いずれにしても、今回この独立行政法人の枠組みの中とはいえ、研究開発法人だということがしっかりと位置づけられたということで、研究開発成果の最大化といったもので評価をきちんとやっていく必要があろうかと考えております。引き続きまたお知恵もいただきながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。本日は長い間、どうもありがとうございました。

以上でございます。

○山本技術政策課課長補佐 ありがとうございました。

資料につきましては、大部になっておりますので、郵送をご希望の方はどうぞそのまま封筒に入れていただければ、それをお送りいたします。持って帰らないで捨ててもいいということであれば、そのまま裸にして置いておいていただければ、こちらで処分させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、平成25年度第2回の独立行政法人評価委員会農業技術分科会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後4時38分 閉会